公告第１－７６号　　（工事用）

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

小野町長　村上　昭正

1	業務番号		小工第49号
2	業務名		小野町火葬場「おの悠苑」受水槽メイン送水ポンプ修繕
3	業務場所		小野町大字小野新町字馬場21番地２
4	業務等種類		管工事
5	業務概要		送水ポンプ設置及び既存設備撤去
6	工期	着手	契約締結の日から
		完了	令和９年２月２６日（金）
7	発注の方法		条件付き一般競争入札
8	発注課		町民生活課
9	予定価格		事後公表
10	最低制限価格		設定しない。
11	入札参加資格要件		入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑨に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	令和7・8年度小野町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。	
	②	登録内容	本町に、上下水道工事一式の工種登録のある者
	③	所在地区分	町内登録事業者とする。（町内登録事業者とは、小野町に本店、支店、営業所等を有する者で、見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。）
	④	施工実績	過去において、同種業務の実績がある者
	⑤	建設業許可	建設業法第３条第１項による許可を受けていること。
	⑥	技術者の配置	技術者の配置は、建設業法に準ずること。
	⑦	総合評定値	管工事業の経営事項審査総合評定値…400点以上である者
	⑧	小野町において指名停止期間中でないこと。（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）	
	⑨	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。	
12	設計図書等の閲覧方法及び期間		
	①	閲覧方法	小野町公式ウェブサイトによる
	②	閲覧期間	令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２６日（木）まで
13	設計図書等に対する質問		
	①	質問方法	電子メールによる。 （送信先アドレス：chouminseikatuka@town.fukushima-ono.lg.jp）
	②	質問期間	令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１０日（火）午後5時15分まで
	③	質問書回答日	令和８年１１月１２日（木）
	④	質問に対する回答方法	質問への回答は、小野町公式ウェブサイトで行う。
14	入札参加資格確認申請		
	①	申請の方法	入札に参加する者は、14②の書類を添付のうえ申請すること。期限までに申請がない場合は、入札に参加できない。
	②	申請書提出書類	（１）条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 （２）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の写し （３）同種工事実績の確認資料 （４）配置予定技術者の資格確認資料
	③	申請期限	令和８年１１月１７日（火）　午後5時15分まで
	④	町からの確認通知	令和８年１１月１８日（水）

15	入札方法及び入札期間		
	①	入　札　方　法	郵便入札
	②	入札書提出期限	令和８年１１月２７日（金）　午後5時15分まで
	③	提　出　書　類	入札書、見積内訳書
16	入　札　保　証　金		免除
17	入札（開札）日時		
	①	開　札　日　時	令和８年１１月３０日（月）　午前１０時００分から
	②	開　札　場　所	小野町役場　応接室
	③	開札時の対応	再度入札の場合は、入札者へ電話連絡をする。
18	入　札　回　数		初回入札において落札者がなかったときは、3回を限度として再度入札を行う。なお、10 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
19	落札者の決定		本入札においては、開札後に予定価格を下回る最低価格入札者の入札参加資格要件等を再審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定する。なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに小野町役場総務課まで持参、郵送すること。
20	契　約　保　証　金		小野町財務規則第121条、第122条、第123条及び第124条の規定による。
21	入札の無効		
	①	町の入札参加に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札	
22	その他		
	①	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	②	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	③	その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本町の財務規則等の定めるところによる。	